

平成19年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年12月3日

午前10時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田眞規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

---

## 1. 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算常任委員長報告について
- 日程 7. 議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程10. 議案第44号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程11. 議案第45号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程12. 議案第46号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程13. 議案第47号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程14. 議案第48号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程15. 議案第49号 奈良県市町村会館管理組合の解散について

- 日程 16. 議案第 50 号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程 17. 議案第 51 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程 18. 議案第 52 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程 19. 議案第 53 号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程 20. 議案第 54 号 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 日程 21. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）
- 日程 22. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）
- 日程 23. 承認第 11 号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）
- 日程 24. 承認第 12 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）について）
- 日程 25. 同意第 16 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 26. 報告第 18 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程 27. 報告第 19 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）について）
- 日程 28. 陳情第 4 号 意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書について
- 日程 29. 陳情第 5 号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書について

- 日程 30. 陳情第 6号 公共下水道についての陳情書について
- 日程 31. 陳情第 7号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める  
陳情について
- 日程 32. 要請第 3号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事  
する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」  
(基本指針)の確実な実施を求める意見書採択のお願い  
について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前10時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、平成19年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成19年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、議員皆様方にはご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、各事業についても円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

昨日、龍田北1丁目地内において、午後9時31分、民家の建物から出火し、斑鳩町消防団をはじめ消防機関と連携し、迅速に対応していただき、10時12分に鎮火いたしました。残念ながら住居の男性の方が亡くなりました。ご冥福をお祈り申し上げます。今後におきましても、安全で安心なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたしております斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど21議案につきまして提出させていただいておりますが、いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成19年度も上半期の半ばに差しかかり、諸事業につきましても順調に進捗しており、これもひとえに議員皆様方のおかげでありまして、今後もより一層温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、付議議案の説明は後刻とさせていただきます。簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名をいたしま

す。本定例会の会議録署名議員には、15番、木田議員、1番、宮崎議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月19日までの17日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月19日までの17日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成19年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月19日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事業をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

まず1番目に、公共下水道事業について、平成19年度の工事進捗状況ですが、龍田西污水幹線工事が約60メートルで進捗率40%、神南污水幹線工事が約150メートルで進捗率が45%となっている。また、龍田西3丁目地内、西の山地区及び夕陽ヶ丘地区については、概ね管渠の埋設工事を終え、現在舗装復旧工事を進めており、進捗率80%となっている。龍田西3丁目、6丁目地内、県道王寺三郷斑鳩線については、立坑の築造が完了し、約50%の進捗となっている。

次に、平成19年度の面整備について、JR法隆寺駅南側の整備に伴う工事が完了し、五百井1丁目、法隆寺南1丁目、興留1丁目、小吉田1丁目の整備が完了し、11月15日より公共下水道が使用出来るよう手続を終えたところです。また、このことにより、全体で約118ヘクタールの区域で公共下水道が使用出来る状況となりました。

また、平成19年度の後期的整備工事として、龍田西6丁目、龍田2丁目、法隆寺南1丁目、興留1丁目について、現在地元調整及び家屋調査等の準備中で、進捗率約

5%となっている。

以上が工事進捗状況であります。

続いて、平成19年11月9日現在の接続に関する状況ですが、申請受付件数が1,441件、検査済み件数が1,411件、融資あっせん利用件数が26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件となっている。また、普及促進のため、現在供用開始から3年を迎え、地域のくみ取りトイレをご利用になっている家庭を中心に戸別訪問をし、接続のご協力をお願いしているとの報告がありました。

委員より、くみ取りの対象件数についての質疑があり、理事者から、供用開始区域内のくみ取り戸数は約140件、平成20年3月31日に3年目を迎える区域のくみ取り戸数は112件となっている。また、くみ取りの家庭で接続が難しいとされる主な理由は何なのかとの質疑に対し、家屋の老朽化に伴うリフォームの計画等を見込んでいる家庭とお年寄りの家庭が考えておられるとの答弁がありました。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2番目に、都市計画道路の整備促進について。

まず、いかるがパークウェイについては、稲葉車瀬地区の岩瀬橋下部工事について、いかるがパークウェイ推進協議会を開催し、工事概要の説明を行うと共に、通学路の安全確保について、教育委員会、西小学校及びPTA、斑鳩南中学校、斑鳩中学校、斑鳩小学校と事前協議を終えているとの報告がありました。また、工事現場付近におけるガードマンの配置方法、作業時間帯などの説明を行っている。推進協議会からは、工事中の一般交通に対する安全確保について十分配慮するよう意見が出されている。

次に、稲葉車瀬地区における埋蔵文化財の発掘調査については、現在2区間で10月11日から本発掘の調査を開始。現在も調査が進められ、来年度においても残る区間において引き続き発掘調査が実施される予定となっており、したがって稲葉車瀬区間の道路改良工事については、来年度の文化財の本調査が終了した後実施される予定。

続いて、五百井、興留区間ですが、12月に土地の境界の立ち会いが実施される見込みとなっており、現在地元の関係団体及び地権者の方々と立ち会いに向けての調整を図っている。また、県道大和高田斑鳩線との交差点計画の検討も進められており、一定の計画がまとまり次第、交差点周辺の地域の方々への説明会等、計画についての協議を実施する予定となっている。

次に、岩瀬橋から三室交差点への接続のための道路構造や三室交差点の計画について

も現在検討が進められており、今後一定の計画概要がまとまり次第地元地域の方々との意見交換の機会を設けながら計画についての協議を実施する予定となっている。

以上がパークウェイの進捗状況です。

続きまして、都市計画道路法隆寺線について、事業用地の取得状況ですが、整備予定区間の96%を現在取得。あと、残り1軒となり、引き続き用地交渉を重ねているとの報告がありました。

委員より、何点か質疑がありました。

1点目は、今まで説明会を行った三室、橋西、稲葉地区での住民からの主な要望、意見について質疑があり、理事者より、三室住宅、橋西自治会での説明会では、工事車両の進入に伴う周辺道路の交通安全対策と竜田川の公園の遊歩道が今回の計画により分断される。橋を信号で渡らずに南北を連絡出来る通路が必要ではないかとの意見、要望があり、現在検討をしている。

2点目は、いかるがパークウェイはまちづくりの根幹となる道路であると説明しているが、どのような手順で進めているのかとの質疑があり、理事者より、今、道路の構造等を地域の住民の方と協議を重ね進める中、周辺の土地の活用等についてもご意見を聞きながら、規制等を伴うことも踏まえて計画をまとめている。また、道路の計画と沿道の土地利用を含めたまちづくりの政策についても、協議をしながら進めてまいりたいとの答弁があり、委員から、土地利用、または規制を受ける中、色々な手法がある。例えば、地区計画など地区の説明会で浸透させる必要もあるのではとの意見がありました。

3点目は、反対されている地域の方が説明会に参加されたのか、また参加されて発言されなかったのかとの質疑があり、理事者から、三室住宅の自治会の方も参加されました。ただ、その方が反対かどうかはわかりませんが、工事車両の進入に伴う周囲の通行についての意見があったとの答弁がありました。

4点目は、岩瀬橋から三室交差点までの計画の概要はいつごろになるのかとの質疑があり、理事者より、現在国の方で図面を作成しており、今年度の業務で年末及び年始に一定のまとめが出てくるとの答弁がありました。

5点目は、いかるがパークウェイ推進協議会が出来た経緯とメンバー構成についての質疑があり、理事者より、いかるがパークウェイの小吉田区間を進めていく中、行政が一方的に道路をつくるのではなく、住民の方々と十分意見交換をし、行政からの情報と住民の方のご意見を踏まえて連携をし進めていく目的で平成14年に設立。メンバー構



成については、自治連合会の役員の方12名、事業を実際に進めている地域の自治会の会長、また斑鳩町全域の自治会長にも参加をいただいている。

さらに、委員から、バイパスが出来ることにより、斑鳩町が分断されたままで終わってしまうのではとの質疑があり、理事者より、道路が出来ると町が分断されることに直結するものではないと考えます。今後、住民の皆様と十分協議し、道路が出来て地域がよくなったということになるように事業を進めたいとの答弁がありました。

6点目は、用途地域の変更についての質疑があり、理事者より、現在、県での用途の線引きについての基本方針が定まってはいませんが、今年度末ぐらいに基本方針が出されると聞いている。

7点目は、再度パークウェイについて、推進協議会の中で、実際に反対運動があるから、それに対抗する運動体をつくっているのは、住民の間で対立をあおるので、決してプラスではない。反対住民を押しやるような解決方法ではなく、住民と行政が同じ位置で考え直す時期ではないかとの質疑があり、理事者より、推進協議会については、広く自治会長の皆さんに参画、また色々ご意見をいただく中で進めています。推進協議会で一方的に進めていない。今後も道路構造等を十分に協議を重ねながら、地域によりよい道路となるよう計画を進めたいとの答弁がありました。さらに、委員より、団体の名称が推進協議会で、賛成、反対関係なしで、推進で進めている。このような団体をつくる必要があるのか。ぜひこのような団体をやめ、住民と話し合う場をつくるべきとの要望がありました。

次に、3番目に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、南口広場の工事を現在も引き続き進める中、バス、タクシー会社など調整を図りながら、主に昼間施工で実施。また、当該広場工事と平行して、広場西隅、現在の駐在所の東側に、JRの旧の浄化槽の撤去工事をJRの発注工事として施工されている。南口アクセス道路（1号線）及び2号線については、現在道路詳細設計を進めている。駅北口については、北口から北方面に抜ける5号線は、関係者のご理解をいただき、10月21日に土地の境界の立ち会いを実施させていただいたとの報告がありました。

以上、継続審査案件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、（1）平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、（2）平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、（3）平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、

(4) 斑鳩町町営住宅入居者募集について、(5) 斑鳩町産業フェスティバル2007について報告がありました。委員からは、質疑がありませんでした。

他に理事者側から報告を求めたところ、斑鳩町観光自動車駐車場の使用料減免措置について、現行の減免措置の整理について、斑鳩町観光自動車駐車場条例第4条の使用料の減免規定により、iセンター利用者などを対象に通常乗用車の使用料を無料とする減免措置を行ってきたが、現在無料となっていることについて、6月の定例会において委員から整理についての指摘があり、次回の委員会までに整理したいとの報告がありました。

委員より、iセンターを利用するに当たり、利用者の立場に立ったきめ細かい利用方法、利用料金を検討するよう提案がありました。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただけますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る11月20日火曜日に全委員出席のもと厚生常任委員会を開催いたしましたので、そのご報告をさせていただきます。

まず初めに、1番として、継続審査案件の（仮称）総合福祉会館の整備運営についてを議題とし、11月13日現在の工事の進捗率は20%で、地中梁、コンクリート打ちなど基礎工事が順調に進んできていることが報告され、工事用車両の出入りの多い時や騒音となる場合の周辺住民への回覧や対策はとっていて、今のところ苦情もないということや、会館の運営に利用者や住民の意見を生かしていくための協議の場については、13の団体から委員を出していただき、15名以内で運営会議として、無報酬で協議をしていただき、12月から会議を開いて来年2月中に取りまとめをしていきたい。そして、委員会とも相談をし、運営に関する条例整備を行いたいということや、総合福祉会館の愛称の募集について12月広報に掲載し、12月17日から1月31日まで、町内在住者、在勤者に限り1人1点として選考すること、そして懸賞もつけるということでの報告がありました。

委員より質疑、意見をお受けしたところ、床下雨水貯留施設の工事はどうなっているか。また、容量や再利用の関係はという質疑があり、基礎工事の中で既に終わっている。貯留量は600立米で、農業用水などに再利用はせず、天気が回復すれば、ためた水を排出し空っぽの状態を保つようにすると答弁されています。

また、愛称募集について、選考委員会で審査をされると言われたが、その選考委員会のメンバーはどうなっているのかということに対しまして、利用者団体で構成する運営会議にて選考するように考えていると答弁されています。

また、運営会議に入っていただく団体について尋ねられ、民生児童委員会、自治会連合会、老人会、身体障害者協会、各福祉作業所、各ボランティアグループなどを考えていると答弁されています。

本件については以上のように報告を受け、一定の審査を行い終わらせていただいております。

次に、2つ目といたしまして、12月定例会提出の付議予定議案についてあらかじめ説明を受けることとし、その1つ、斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題とし、説明を受け、委員より質疑意見を求めたところ、各郵便局の取り扱い状況と民営化となった時の他の金融機関との違いとなるものは何なのか、契約期間はどうなるのかなど聞かれ、それに対し、平成19年10月末までの各郵便局の利用件数が報告され、郵便局には、民営化になっても特例法があり、他の金融機関と違う取り扱いが出来ることと、さらには契約期間は1年ずつで、毎回議会で議決が必要であるということが答弁されております。

以上、12月定例会提出予定議案については、あらかじめ説明を受けて終わりました。

次に、3つ目といたしまして、各課報告事項についてを議題として、その1、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について。人事院勧告の影響額と共に、74歳までの方の医療費給付割合が1割負担から2割負担になるものとなっていたものが凍結されることとなり、既に2割負担のお知らせをしているものについて、訂正を必要とすることから生じる事務費の計上などの説明がありました。

委員より、国の制度の改正の仕方に問題があり、地方は振り回されている。地方では、1万円、2万円を削ることに必死になっているのに、こんな訂正にかかる費用は国から全額負担してもらいたいのだが、この点についてはどうなっているのかということに対して、国からの補助があるということは聞いているが、どの程度あるのかまだはっきり言

えない。さらにその点については要望していくというふうに答弁をされています。

さらに、特定健診に係るレセプトのデータ化の問題と医療機関への影響、そして受診者の利便性についても質疑があり、一定の答弁がされています。

2つ目として、平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、医療費の給付増による補正で、一定の負担割合に応じて交付金、負担金を受け入れ、町の一般会計からの繰り入れがされるという説明がされました。

質疑としては、各負担割合がどうなっているのかというもので、それに対して、支払基金交付金が12分の6、国庫負担分が12分の4、県負担分が12分の1、町負担分が12分の1になる。ただし、自己負担2割の方の分については、公費負担がなく金額の割合どおりに計上されていないという説明がされています。

3つ目として、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、人事院勧告による影響分での補正のみということで、特に質疑、意見はありませんでした。

4つ目として、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、各特別会計への補正による繰り入れ分と共に、障害者自立支援特別対策事業の県補助金による補正をすることの説明がされましたが、県補助金の歳入と今回上がっている事業の歳出の差異があることについての質疑があり、当初予算で組んでいたものがその事業の対象となったことの説明がされております。

5つ目といたしまして、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び6つ目の議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）は、同一案件の損害賠償にかかわる報告事項で、関連するものとして一括して報告を求め、受けました。

この間に引き続く事故について、町は数々の対策をとっているという説明をし、この興留5丁目地内で起こった、進路を譲るためにバックした時に後方の車との追突により車の損害賠償、そして運転者の2週間の診断書が出ているという怪我に対しての補償をするものでございましたが、これらについては、この間に引き続く事故について、運転した職員にも強く講習、また収集チームの連帯責任など求め、そして運転していた職員にも運転禁止をする措置をとったり再発防止に努めていることが報告され、理事者の対応についての説明が非常に丁寧であったこともあり、委員より特段の質疑はありませんでした。

7つ目として、奈良県後期高齢者医療等の事務スケジュールについて、11月26日に開かれる連合議会に示されている保険料率について、均等割3万9,900円、所得割7.5%、限度額は50万円となっており、平均は8万3,400円となっている。そして、低所得者の軽減については、国民健康保険と同じようになるだろうということ。また、健康診査は行う方向だが単価は明らかになっていないというような説明がされました。

委員より質疑意見を受けたところ、1つ、国が示していた平均保険料を大きく上回っているのはなぜか。2つに、この制度に伴う国保税の改正の状況について。3つに、65歳以上の国保加入者の年金天引きの特別徴収が来年度どのように行われるのかなどの質疑がありました。

1点目については、国の試算には、保健事業や財政安定化基金などが入っておらず、また調整交付金の額を決める所得計数では、奈良県のお年寄りの所得が全国平均より少し上回っており、平均1に対して1.06となっていること。2つ目としては、いまだに関係事務が進められていない状況があることから、国保の改正につきましても予算の時期と同時に条例改正をお願いすることになる。3つ目につきましては、普通徴収は8期ですが、特別徴収になると6期となるころ、来年は年金が支払われる4月、6月、8月は徴収されず、10月以降からの天引きとなり、9月までの半年分については普通徴収となるというふうに答弁がされています。

4つ目として、その他につきまして委員より質疑、ご意見をお聞きしたところ、1、住民サービスの向上について、2、地域によってカラスが多くなっている状況について、3、ふれあいの集いなどの議員の参加について、4、ペットボトルの価格高騰によるリサイクル処理の啓発についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされました。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要ですが、閉会中の当委員会の活動といたしまして、10月19日金曜日に、平群町と上牧町の福祉会館の現地調査を行ったところ、全委員並びに他の議員にもご参加いただき、有意義な調査研修が出来たことを申し添えまして、厚生常任委員会の概要報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めま

す。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

去る11月26日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳整備工事について、理事者より、今年度の整備工事について9月議会で議決を得た後、墳丘部分の保護のための盛土工事及び植栽工事を終え、現在墳丘周辺の盛土工事及び園路整備を行っており、進捗率は40%である。また、今年度内に整備工事の完了を目指すことから、追加要望していた説明板設置工事等の事業については、文化庁より11月1日付で交付決定を受けたとの報告がありました。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、理事者より、今年度の事業として計画をしていた整備に伴う発掘調査についても、文化庁より11月1日付で国庫補助の二次採択の交付決定を受け、現在史跡地全体の地形測量に向けて準備を進めているとの報告を受けました。

次に、（仮称）文化財活用センターについてであります。前回の委員会において、文化財活用センターに係る整備事業費等の説明を受け、委員から、基本設計段階の事業費と比較し約1億円の増となっていることや、建築内容の変更について色々と質疑がなされており、理事者からは、藤ノ木古墳出土品の里帰り展示をする際に、それを保管するために必要な特別収蔵庫を設けたとの説明もございましたが、当委員会として、博物館の収蔵庫等の施設、設備について、実際に現地調査を行い、理解を深めた上でその適否を議論した方がよいと思いましたので、去る11月13日に橿原考古学研究所附属博物館の現地調査を実施させていただきました。

また、新しく議員になられた方にも、これまでの経緯などについてご理解をいただくために、帰庁後勉強会もさせていただいたところでございます。

まず最初に、前回の9月19日開催の総務常任委員会に報告された文化財活用センター整備事業費内訳比較表について、幾つかの誤った点があったことについて、理事者よりおわびと訂正がありました。

次に、増額となる理由について、管理棟の事業費概算額が7,950万円で、その内訳、特別工事費が2,680万円ということで、国宝展示に伴う文化庁の指導による設計変更で、内訳といたしましては、特殊工事のうち、特別収蔵庫については、内部は調湿板による壁やブナ材の床といった内装であり、その扉厚は約17センチで、枠の奥行きは38センチになり、2時間の耐火性を保ち、庫内の限界温度は80度以下とする耐火構造となっており、この部分だけで約930万円。このほか、総合監視盤や監視カメラの設置として約550万円。次に、国宝展示に伴う博物館相当の条件整備として特別収蔵庫への恒温・恒湿型空調設備の設置及び特殊消防設備の設置に約1,200万円。また、展示工事については全体で3,600万円の増額となっており、その主な要因は、地震に対する免震台の追加や照明設備の工事費として約1,500万円。実物大の石棺を用いた追体験的な演出等の展示関係に伴い約1,400万円となり、以上のことから4億6,658万円となり、概算ベースと比較して約1億1,533万3,000円の増加となるとの説明を受けました。

また、今後の工事の進め方について、まちづくり交付金事業として進めていく中で、近畿整備局と協議をした結果、平成20年と平成21年の2カ年の継続事業として進めていく計画であるとの報告がありました。

委員より、観光誘致についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、特別展については、年1回ないし2回行っていきたいと思っている。観光ルートについては、案内板の整備や誘導出来るような通路等の検討をしているとの答弁がありました。

また、外構工事について、そんなに広くないスペースなのになぜ5,070万円もかかるのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされましたが、委員より、財政難の折出来るだけ抑えてほしい。また、国宝展示について、藤ノ木の展示にこだわらずその他の国宝等も展示し、最低年2回行っていただきたいとの意見がありました。

また、橿原考古学研究所附属博物館では、実物とレプリカがうまく展示されており非常にわかりやすかった。斑鳩で展示する時も可能かとの質疑があり、理事者より、斑鳩町で展示する時も、そのような形で理解しやすい展示をしていきたいとの答弁がありました。

以上が、継続審査案件に関する概要であります。

次に、12月定例議会の付議予定議案についてであります。

まず、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理

事者より、人事院勧告に基づく改正で、内容については、初任給を中心とした若年層に限定した平均0.35%の引き上げとなる。給料表の改定及び少子化対策の一環として、扶養手当を現行の6,000円から6,500円に引き上げ、期末勤勉手当のうち勤勉手当を0.05カ月分引き上げ、現行の4.45カ月から4.5カ月に引き上げるものであるとの説明がありました。

委員より、人事院勧告が今回は上がっているが、下がった場合も同じように給料を上げてこられるのかとの質疑があり、理事者より、人事院勧告を適用し給与に反映させてきたとの答弁がありました。

次に、斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、理事者より、町立幼稚園の保育料については、保護者の経済的負担を軽減するため、現行の保育料は平成12年度より月額5,700円で据え置き、入園料は徴収していなかったが、行財政改革の取り組みの中で、受益と負担の適正化を図る観点から、保育料及び入園料について、近隣市町村の状況及び地方交付税の単位費用を参考に見直しを行い、平成20年度より保育料を月額5,700円から6,100円に改定すると共に、入園料を新たに5,000円徴収したいとの説明がありました。

委員より、保育料の値上げについてPTA等と協議をされたのか、また児童1人当たりに対して町の費用はどれぐらいかかっているのかとの質疑があり、理事者より、PTAと協議はしていないが、教育委員会並びに校園長会に提案し了承いただいた。また、1人当たりの公費負担額については、約50万円ぐらいになるとの答弁がありました。

次に、奈良県市町村会館管理組合の解散について、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加については、組合の統廃合に係る案件でありますので、一括議題として説明を受けることといたしました。

内容といたしましては、奈良県市町村会館管理組合及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散し、その2つの組合を奈良県市町村職員退職手当組合を基幹組合としてそこに統合し、名称を奈良県市町村総合事務組合とするものであり、市町村負担金が大半を占める各組合の財源の効果的な活用や業務の効率化、人員等の有効活用を図るためには、統一的、一体的に対応出来る組織、機構とする必要があることから今回統合



することとしたとの説明がありました。

委員より、統合することにより、組合への負担額は軽減されるのかとの質疑があり、理事者より、平成20年4月1日以降に新しく設立される組合の議会で負担金等の金額を決めてもらうことになっており、負担金は若干減少するのではないかと聞いているとの答弁がありました。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）及び町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）については、同じ事故に係る損害賠償の額の決定とその予算措置でありますので、一括して説明を受けることといたしました。

内容につきましては、史跡中宮寺跡に設置していた日除けポストが突風にあおられ、民家の外壁、雨戸等を損傷した事故で、平成19年10月5日に示談が成立したため、また損害賠償の額が決定したことによる補正予算についての専決処分の報告がありました。

以上が、12月定例議会の付議予定議案についての概要であります。

次に、各課報告事項についてであります。

まず、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、理事者より、当委員会の所管に係る歳入歳出の補正予算として、歳入では私立幼稚園就園奨励費補助金増額の補正、歳出では人事異動に伴う人件費や人事院勧告による給料表、手当等の改定に伴う補正についての説明がありました。

委員より、就園率についてや町立幼稚園への入園について、また就園奨励金についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、職員採用試験の実施結果について、理事者より、10月21日に実施した第二次試験の結果、一般事務職で男3人、女1人の4名、保健師2名を来年度の採用予定者としたとの報告がありました。

以上が、閉会中におけます総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

また、閉会中における所管事務調査として、10月31日に愛知県武豊町において地震対策アクションプランについて、11月1日に愛知県豊川市において三河国分尼寺跡の整備事業について先進地視察研修を実施いたしました。武豊町においては、地震発生

時における災害応急体制の整備や災害時要援護者対策等について、豊川市においては、中宮寺史跡跡整備事業の参考とするために、三河国分尼寺跡史跡公園の整備状況について視察研修をいたしました。詳細につきましては、視察研修報告にまとめ議長あてに提出をいたしております。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、予算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員長報告をさせていただきます。

閉会中の11月27日、全委員出席のもと予算常任委員会を開催いたしましたので、その審査の概要について報告いたします。

初めに、各課報告事項として2件の報告がありました。

まず、1、町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）は、平成19年の8月30日、史跡中宮寺跡に設置していた日除けポストが突風により約30メートル先の民家まで飛ばされ、家屋の外壁、雨戸、ルーフ等を損傷した事故による損害賠償額の決定とその補正であります。損害賠償額は78万4,350円であり、10月5日に示談が成立しており、同日付で専決処分がされているとのことでした。さらに、この事故が起こったことを反省し、町管理物件について一斉点検を行い、事故の再発防止に努めたとの報告がありました。

委員からは、公共事業についてはすべて保険に入っているのか、また保険金は年間で幾らになるのかとの質疑がありました。理事者からは、総合賠償保険制度という制度があり、個々の事業ではなく一括して保険をかけている。保険金の計算は、分担金率75.8円に平成19年4月末の住民数2万8,587人を掛けたものであり、合計で216万6,815円であるとの答弁がなされました。

次に、2、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）は、7月31日に衛生処理場のごみ収集車が事故を起こし、それに係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いに係る補正であります。損害賠償額は65万6,890円で、11月9日に示談が成立しており、同日付で専決処分がされているとのことでした。

今回の事故は、人身事故であるということでした。この事故を起こした職員は、7月3日にも事故を起こしており、その職員に対して8月7日付で口頭注意処分を行うと共に、示談が成立した11月9日まではごみ収集車の運転を禁止したとのことでした。さらに、ごみ収集職員全員に対して改めて担当部長から、同乗している収集チームの連帯責任によって安全確認を行うこととし、後退する時には助手席の者がおりて後方確認を行うことなどを訓示した。さらに、ごみ収集車内に啓発のステッカーを張った。また、10月24日には西和警察署から交通課長を講師として招き交通安全講習会を実施した。さらに、毎月、月初めと中旬には担当課長の方から安全確認の指導と、現場の班長からは毎日出発前に注意を喚起し、事故の再発防止に努めているとの報告がありました。

委員から、交通安全の講習会は今回だけなのか、今後どうしていくのかとの質疑があり、理事者から、講習は今回だけと考えている。衛生処理場に1人安全管理者がおり、年に1回安全運転管理者の講習もあるので、今後、安全運転管理者が収集職員に講習していくと考えているとの答弁がなされました。さらに、委員から、なぜ7月31日に起こった事故なのに9月議会で報告がなかったのか、さらに、人身事故はないと言っていたのにおかしいではないかとの質疑があり、理事者から、事故については、これまで損害賠償の額が決定した後に報告をしてきたという経緯があることとあわせて、人身事故を起こして示談交渉中であるため事故があったことを公表しなかったという答弁がなされました。それに対して委員からは、詳細については言えなくても事故があったということは報告を出来るのではないかと意見があり、理事者から反省の弁が述べられました。また、委員から、事故の詳細、金額の内訳について質疑があり、理事者からは、個人情報なので詳細については報告出来ないとの答弁でした。それについて、委員から、ならばどこからどこまでが個人情報の規定に触れるのか明確なものを示してほしいとの意見があり、理事者からは、総合賠償補償協会に確認をし後日報告するとの答弁がなされております。

以上、各課報告事項の2件については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、継続審査案件として、予算補正を必要とする事務事業についてということで、12月定例会に提案を予定されている一般会計及び各特別会計に係る補正予算6件について、報告、説明を受けました。

まず、1、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出

予算の総額に185万5,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、既存木造住宅耐震診断の支援について質疑があり、理事者より、昨年度は27件の要望に対し20件しか対応が出来なかったが、今年度は20件の予算に対し、1次募集で17件、2次募集で8件の応募があり、5件を補正で対応した。また、来年度の当初予算についても従来どおりの予算編成を考えており、申し込み数が多い時には必要に応じて補正等で対応していきたいとの答弁がなされました。

次に、2、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、人事院勧告に伴う人件費や高齢者の医療制度改正の見直しによる高齢受給者証の再発行、また奈良県国民健康保険連合会とレセプトや特定健診の情報交換を行うネットワークの構築に係る費用など歳入歳出の総額にそれぞれ37万3,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

次に、3、平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、老人保健法の規定に基づく国、県、市町村の負担として、歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,300万3,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

次に、4、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費として歳入歳出にそれぞれ186万1,000円の減額を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

次に、5、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費として歳入歳出にそれぞれ113万5,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

次に、6、平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費として収益的支出の水道事業費用から83万2,000円の減額を行うというもので、担当部長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、公共下水道事業特別会計でも減額であったが、職員が少なくなったということなのかという質疑があり、理事者から、全体的に職員が少なくなったということ

ではなく、人事院勧告と人事異動によるものであるとの答弁がなされました。

以上、閉会中の継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、その他についてお聞きしましたが、特段の質疑等はございませんでした。

以上が、閉会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、日程10、議案第44号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程11、議案第45号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程12、議案第46号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程13、議案第47号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程14、議案第48号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程15、議案第49号 奈良県市町村会館管理組合の解散について、日程16、議案第50号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、日程17、議案第51号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、日程18、議案第52号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、日程19、議案第53号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について、日程20、議案第54号 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について、日程21、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程22、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、日程23、承認第11号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）、日程24、承認第12号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）、日程25、同意第16号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることに

ついて、日程 26、報告第 18 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 27、報告第 19 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）について）、日程 28、陳情第 4 号 意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書について、日程 29、陳情第 5 号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書について、日程 30、陳情第 6 号 公共下水道についての陳情書について、日程 31、陳情第 7 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、日程 32、要請第 3 号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書採択のお願いについて、以上 26 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 21 議案について、総括提案説明を求めます。  
小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めている事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等の説明を申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、斑鳩町（仮称）総合福祉会館についてであります。

現在、建築工事に係る、基礎工事を行っております、11 月末現在で工事出来高は約 21% であり、平成 20 年 5 月 28 日の完成に向けまして、概ね順調に工事を進めております。

また、管理及び運営につきましては、10 月に県内外の類似施設の調査研究を行いながら、現在、町としての方針をまとめているところであります。今後、関係福祉団体や利用者団体の参加をお願いして、斑鳩町（仮称）総合福祉会館運営会議を立ち上げまして、その中でご意見もいただきながら、運営方針をとりまとめてまいりたいと考えております。

また、本施設の愛称につきましては、健康、福祉の拠点として、多くの町民の皆様にあいさせ、親しまれ、ご利用いただけるような愛称となりますように、12 月号広報で募集させていただいております。

今後も事業の進捗状況の報告はもとより、完成後の運営につきましても議会にご相談を行いながら、より良い運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

稲葉車瀬区間では、埋蔵文化財の発掘調査が継続的に進められている状況であり、路線内全面の発掘調査が必要となったことから、来年度も引き続き調査が実施されることになるかと聞いております。この調査終了後には早期に道路工事に着手出来るよう準備を進められているところであります。

次に、岩瀬橋橋梁下部工の工事ではありますが、去る10月25日、26日に三室自治会、橋西自治会、稲葉車瀬自治会を対象に地元説明会を開催されており、11月26日から現地での工事に着手されたところであります。本年度及び来年度の渇水期において工事が実施され、平成21年3月には本下部工の一次工事が完了される見込みとなっているところであります。

次に、三室地区の状況ではありますが、国では岩瀬橋から三室交差点への接続に必要な道路構造等の設計も進められ、今後、一定の計画概要がまとまりましたら、地元地域の皆様方との意見交換の場を設けながら、計画について協議をされることになるかと聞いております。

次に、小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの間につきましては、年内に土地の境界の立会いが実施される見込みとなっており、用地取得に向けて準備も着々と進められているところであります。

また、県道大和高田斑鳩線との交差点設計も進められており、一定の計画概要がまとまりましたら、交差点周辺の地域の皆様方への説明会等、計画についての協議を実施される予定であると聞いております。

今後とも国と協議しながら各区間の整備促進に鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺線整備事業についてであります。

ご心配をおかけしております事業用地の取得状況につきましては、取得予定面積の96%を終了したところであります。残る事業用地取得は1件のみとなっておりまして、なお一層地権者にご理解を得られるよう努力しているところであります。

なお、パークウェイとの交差点の北側においては事業用地の大部分の取得が出来たことから、現在、道路築造工事に着手出来るよう作業を進めているところであります。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

まず、駅南口の整備についてではありますが、南口広場工事を引き続き進めているとこ

ろであり、南口広場へのアクセス道路となります2路線に関しましても関係者の方々のご理解、ご協力をいただきながら道路設計や一部建物調査などの作業も進め、地元関係者との調整も進めているところであります。

次に、駅北口の整備についてであります。北口から踏切りまでの道路整備は9月末をもって完了し、本年9月の定例会において町道の認定をいただきまして供用を開始したところであります。また、北口から北方面に抜ける5号線（町道312号線）につきましても、10月に土地の境界の立会いを実施させていただいたところであります。また、11月には測量調査業務の入札を実施しており、関係者と調整を行いながら、それぞれの作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、供用開始区域内の公共下水道への接続状況につきましては、11月中旬で1,441件の接続申請があり、そのうち98%にあたる1,411件のご家庭で公共下水道を利用いただいている状況であります。今後も、公共下水道の利用促進を図るため、より一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の整備状況についてであります。

継続事業の龍田西污水幹線と神南污水幹線の2つの幹線工事につきましては、双方ともシールド掘進作業を順調に進めております。

次に、繰越事業の龍田西3丁目地内の面的整備では、夕陽ヶ丘自治会内で2つの工区、西の山自治会内で5つの工区につきまして、管渠埋設工事を進めておりまして、これは概ね完了し、今後は舗装復旧工事を行い、12月中旬の完成を見込んでおります。

さらに、本年度工事につきましては、五百井1丁目、小吉田1丁目など5つの工区で工事を完了し、供用を開始しております。

また、龍田西6丁目地内の龍田西污水幹線に接続する管渠推進工事に加え、本年度に計画しております法隆寺南1丁目、興留1丁目、龍田2丁目、龍田西6丁目地内の面的整備工事につきましては、すべて発注を終え、年度内の完了に向けて順調に工事を進めているところであります。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。

今年度の整備工事につきましては、本年9月の定例会において議決をいただき、墳丘部分での保護のための盛土工事及びコグマザサによる植栽工事を終えまして、現在、墳丘周辺の盛土工事及び園路整備を行っているところであります。



なお、説明板設置工事など、追加要望をしておりました事業につきましても、この度、文化庁及び奈良県のご理解を得まして、交付決定をいただいたところであります。今後とも関係機関のご指導をいただきながら、本年度内の整備完成を目指し推進してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療に係る準備についてであります。

去る11月26日、奈良県後期高齢者医療広域連合議会が開催され、「奈良県広域連合後期高齢者医療に関する条例」が可決されました。このなかで、平成20年度から被保険者に負担をしていただく保険料率が決定され、また被保険者の健康の保持のため、広域連合においても健康診査を行うことが決定されたところであります。基本となる条例が制定されたことで、後期高齢者医療制度の準備も実務の詳細に取りかかることとなりますが、町といたしましても、来年4月の実施に向けて、広域連合と連携を保ちながら保険料徴収体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、国民健康保険に係る事務であります。後期高齢者医療制度への支援金を含む国民健康保険税の改定につきましては、税率の算定に必要な国が示す算定基礎数値等の確定が遅れているため、本定例会への上程を行わずに、今後、慎重に検討をいたしまして、国民健康保険運営協議会での協議を踏まえ、次の議会でお諮りしてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成19年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、本年8月8日に行われ、本年4月1日に遡及した国家公務員の給与改定が行われるところであります。

この国家公務員の給与改定に準じまして、当町職員の給与改定を行うものであり、このことに伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

現行の町立幼稚園保育料等につきましては、保護者の経済的負担を軽減するため、保育料は平成12年度から今年度まで月額5,700円で据え置き、入園料は徴収しておりませんでした。

しかし、行財政改革の取組みのなかで、受益と負担の適正化を図る観点から、保育料及び入園料について近隣市町村の状況及び地方交付税の単位費用を参考に見直しを行うこととし、平成20年度から保育料を6,100円に改定するとともに、入園料を新たに5,000円徴収することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億6,100万4,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金で、住民の方が実施される既存木造住宅耐震診断に対して耐震診断支援補助金を交付し、その支援を実施しておりますが、今年度の希望者が当初見込みを上回りましたことから、その国庫補助相当額5万円の増額補正を行うものであります。

また、第4目教育費国庫補助金におきましても、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回りましたことから、その国庫補助相当額63万9,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金では、障害者自立支援法の円滑な運用を行うため、県において、障害者自立支援特別対策事業補助金が創設されたことに伴いまして、当該事業に要する補助金が交付されますことから、交付予定額114万1,000円の追加補正をお願いするものであります。

また、第4目土木費県補助金では、先ほど国庫支出金で申し上げましたとおり、耐震診断支援補助金の希望者が当初見込みを上回りましたことから、その県費補助相当額2万5,000円の増額補正を行うものであります。

続きまして、歳出の主な内容についてであります。

本補正予算では、本年4月の人事異動をはじめ、人事院勧告による給与及び扶養手当などの改定に伴う補正を、それぞれの費目において計上しております。

それでは、その人件費以外の主な内容につきまして、説明させていただきます。

第2款総務費の第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費では、職員の産休等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから、臨時職員賃金等で220万8,000円の増額補正をお願いしております。

第8目交通安全対策費では、斑鳩西小学校区において、通学路の変更に伴いまして、早急に安全対策を講じる必要があることから、その所要額226万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費の第1項社会福祉費のうち、第1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計における人件費及び事務費の予算補正に伴いまして、国保職員給与等繰出金37万3,000円の増額補正をお願いしております。

第3目老人福祉費では、老人保健特別会計において医療給付費が当初見込みを上回ることから、1,424万5,000円の増額補正をお願いしております。

次に、第11目障害福祉費では、歳入のところで申し上げましたとおり、県において、障害者自立支援特別対策事業補助金が創設されたところであり、この補助金を財源として、視覚障害者や聴覚障害者に対する情報支援に係る機器の整備等を実施したいことから、その所要額70万5,000円の増額補正をお願いするものであります。また、一部の内容については、既に予算計上がされているものにつきましても補助対象となることから、財源振替もお願いしております。

さらに、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費繰出金113万5,000円の増額補正をお願いしております。

次に、第7款土木費の第4項都市計画費のうち、第1目都市計画総務費では、歳入のところで申し上げましたとおり、耐震診断支援補助金の希望者が当初見込みを上回ることから、その所要額10万円の増額補正を行うものであります。

第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴いまして、公共下水道事業特別会計繰出金186万1,000円の減額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費のうち、第1項教育総務費、第3目私立学校振興費では、歳入のところで申し上げましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回ることから、その所要額191万7,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第2項小学校費、第3目保健体育費では、給食調理員の欠員により臨時職員を配置したことから、その賃金等所要額140万4,000円の増額補正を行うものであります。また、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費では、正規職員の配置に伴い、用務員業務委託に係る費用88万8,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第12款予備費では、今回の補正に要する財源として1,033万8,000円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

最後に、繰越明許費では、法隆寺線整備事業について、年度内執行が困難と予想されることから、1億2,357万9,000円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

次に、議案第44号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ34億6,488万1,000円とするものであります。

その内容といたしましては、まず、歳入予算では、第7款繰入金で、職員給与費及び事務費に係る一般会計繰入額の補正といたしまして37万3,000円の増額をお願いするものであります。

一方、歳出予算では、第1款総務費で、人事院勧告に伴う人件費の補正といたしまして16万2,000円の増額を、高齢者の医療制度改正の見直しにより高齢受給者証を再発行する費用といたしまして15万8,000円の増額を、そして奈良県国民健康保険連合会とレセプトや特定健診の情報交換を行うネットワークの構築に係る費用といたしまして5万3,000円の増額をお願いするものであります。

次に、議案第45号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億8,747万4,000円とするものであります。

まず、歳入予算では、老人保健法の規定に基づく支払基金・国・県・市町村の負担割合に応じまして、第1款支払基金交付金について7,753万3,000円、第2款国庫支出金について5,698万円、第3款県支出金について1,424万5,000円、第4款繰入金について1,424万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算では、第2款医療諸費におきまして、医療給付費の動向を勘案した上で決算見込額を推計し、1億6,300万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第46号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号) についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ186万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,613万9,000円とするものであります。

その内容といたしましては、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減額によるもので、歳入予算では第4款繰入金で186万1,000円の減額、歳出予算では、第1款公共下水道費で、同額の186万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第47号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億4,740万8,000円とするものであります。

その内容といたしましては、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の増額によるもので、歳入予算では繰入金、歳出予算では総務費におきまして増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第48号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号) についてであります。

収益的支出の水道事業費用7億9,718万6,000円から83万2,000円を減額し、7億9,635万4,000円とするものであります。その内容といたしましては、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費で、その減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第49号 奈良県市町村会館管理組合の解散について、議案第50号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、議案第51号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議案第52号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について及び議案第53号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてであります。

「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合」及び「奈良県市町村職員退職手当組合」の運営に係る事務を合理化し、効率的に処理するため、当該組合の事務及び財産を平成20年4月1日から新たに設立する「奈良県市町村総合事務組合」に継承することに伴うものであります。この新組合は平成20年3月3

1日をもって「奈良県市町村会館管理組合」及び「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合」を解散し、当該組合の処理業務及び財産を「奈良県市町村職員退職手当組合」に承継・統合し、その名称を平成20年4月1日付けで「奈良県市町村総合事務組合」とするという手法で設立させるものであり、このことに係る協議に伴いまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてであります。

郵政民営化に伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正等が平成19年10月1日から施行されたことに伴い、より一層住民サービスの向上に取り組むため、竜田郵便局、法隆寺郵便局及び斑鳩興留郵便局を斑鳩町の特定の事務を取り扱う郵便局に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号及び諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）であります。

現委員の後藤宇之松氏及び山中眞悦氏の任期が平成20年3月31日をもって満了となることから、その後任として西尾雅央氏及び應矢志図香氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第11号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）であります。

去る平成19年8月30日、史跡中宮寺跡に設置していた日除けポストが突風にあおられ、個人所有の家屋まで飛び、同家屋の外壁等に損害を与えたことに対する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年10月5日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第12号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。

内容といたしましては、先の承認第11号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を、歳入歳出それぞれ93億5,849万2,000円とすることにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年10月5日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、同意第16号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の宮崎莊平氏の任期が、平成19年12月21日に満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る平成19年7月31日、斑鳩町興留5丁目12番22号先の町道において、衛生処理場職員が清掃業務のため、ごみ収集車を運転中、個人が運転する乗用車と接触し、負傷及び車両を破損させたことに対する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）であります。

内容といたしましては、先の報告第18号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億5,914万9,000円とすることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　ここで午後１時まで休憩いたします。

（午前 11時56分　休憩）

---

（午後 1時00分　再開）

○議長（中川靖広君）　再開いたします。

　　ここでお諮りいたします。

　　本日提出されています議案について、先ほど町長から総括提案説明を受けましたので、日程 21、諮問第 3 号、日程 22、諮問第 4 号、日程 23、承認第 11 号、日程 24、承認第 12 号、日程 25、同意第 16 号、日程 26、報告第 18 号、日程 27、報告第 19 号を除く町長提案の 14 議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

　　日程 7、議案第 41 号　斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13 番、里川議員。

○13 番（里川宜志子君）　この点については、人事院勧告の受け入れということで、若い層の人たちの働く待遇面の改善が見られるということで評価をさせていただいておりますが、これに伴いまして、斑鳩町ではこれまで臨時職員の給与などについては、条例では決められておりませんが要綱を設置されているところですが、この臨時職員の給与につきまして、これまで新卒者の給与に基づいて決定してきたということの流れの中で、今後その臨時職員の方の給与体系の見直しについては、一般職との関係でどう見ればいいのか。そして、期末勤勉手当に関する点につきましても、要綱を改正された経緯もございしますが、今回若干にしろ勤勉手当の方の増加などの一般職の傾向のある中で、どういうふうに臨時職員の点については私たちは見させていただければいいのか、総括的にお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君）　池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君）　今、お尋ねの件につきましては、総務委員会の方でも同様のご質問がございまして、その折にご答弁をさせていただいておりますのは、臨時職員の賃金につきましては、決算委員会、また決算監査においてもその考え方について、また



改善についてご意見を賜っております。今回総務委員会でもそういうご意見がございましたので、今後平成20年度の予算編成をする中で、それらの賜った意見を参考にしながら検討を加えて、まとまりましたら担当常任委員会にご説明をさせていただきたいと考えております。その時には、当然、今初任給も上がっておりますので、それらを勘案した中で検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 前を向いて考えていただけるようでございますので、以前より若い方たちの人材確保、臨時職員の人材確保などについても、これまで色々意見を申し上げてきた経過もございますので、またよろしくお取り計らいお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この保育料の徴収条例の改正につきまして、提出議案説明の中で町長も説明をしておられたんですけども、その中で地方交付税の単位費用を参考にされているということなんですけれども、この点についてももう少し具体的に教えていただきたいんですけども。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 町長の提案説明の中で、単位費用に近づけるということで説明させていただいておりますが、この単位費用につきましては、標準的な条件を備えた地方公共団体を想定いたしまして、その標準団体におきまして、合理的かつ妥当な水準の行政を行うことに必要な経費のことでございます。これを使って普通交付税の基準財政需要額の算定を行いまして、保育料、入園料の場合は特定財源として普通交付税から控除されております。これは、当然町が徴収するものでございますので、その中で交付税の算定基準から控除されます。したがって、保育料、入園料の標準と考えることが出来ますので、一つの目安としてこの単位費用に近づけて保育料を決定していくという

考えでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 具体的に幾らやというのは、わかるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在、国の方、地方交付税の算定になっておりますのは、保育料では6,100円、そして入園料では1万1,000円というのが出ております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今度改定される後の金額が6,100円ということなので、国が示してきているとおりの金額にするのかなと。

あと、この単位費用というのは、基準財政需要額の算定などを行う時に国の方で決めるんでしょうけども、そういった時に地方の意見というのは反映されるものなんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 地方といいますか、一般的に幼稚園入園に必要な経費を算定されまして、その中で全国的に見る中で保育料について検討をされるわけでございます。直接町の方にその意見について求められることはございません。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、ぜひ、これまで斑鳩町が頑張ってきていただいたように、町内の幼稚園と保育所と運営をしていく際に、近隣の町村の状況等もあわせて検討して見直しを行うということですが、ぜひ町の独自性を発揮していただきたいなど。住民さんにとっては、いい部分、下がる分にとっては、こうして広域の状況も見ながら調整をしていくということについてはいいと思うんですけど、こうして国から言われて、言うたら値上げの理由にされているような気がしてならない。町としてもそれを実行されているということについては、私はちょっと不満を覚えております。入園料について、1万1,000円が5,000円になっているということですが、やはり住民さんの負担になるということでは十分な検討が必要かなと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 斑鳩町の目玉とも言える入園料がゼロ、これは本当に少子化対策に力を入れて頑張ってきている斑鳩町の姿勢であると高く評価していたのが、今回

こういう議案が出てきたことについて非常に残念に思っているところですが、これを見させていただいた時に、ちょっと疑問を感じている点がございますので、私聞く場所がございませんので、ここで総括的に聞かせていただきたいと思います。

今回、補正予算の中でも、私立幼稚園の就園奨励事業としての増額補正がなされてきている経過がございますが、果たして私立幼稚園へ行かせててそういう就園奨励費をいただいている状況と、そして公立の幼稚園に行かせている状況と比較した場合、保護者の負担はどうなんだろう。

そして、この間にチサンマンションが出来、色々西の山の人たちから要望を聞く中で、朝一時的にコミュニティバスをスクールバスのように使えないかというような要望をしてくても、それは出来ない町にも私も断れてきた経過ですね。私立幼稚園ではバスのお迎えもあると。そういう中で、そういう比較をして見ていった場合どうなんだろう。

そして、それと共に、公立幼稚園の場合も、一定の所得水準以下であれば軽減、減免措置が保育料あると思います。それらについての減免措置を行うご家庭の所得基準がどうなっているのか。そして、私立幼稚園の方の就学奨励金を受け取れる所得基準がどうなっているのか。こういうところをきちっと私たちも見て、公立幼稚園のこの保育料が妥当なのかどうかということ、やっぱりきちっと考えていかなければならないというふうに考えているところです。その点について、今現在わかるようでしたらお答えいただきたいと思います。わからないとしても、これについては私はきちっと知っておきたいと思いますので、その点明らかにしていただけたらというふうに考えています。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 就園奨励費の件でございますが、これは少子化対策で国の方でやっているわけでございます。そうした中で、18年度、そして19年度、あるいは20年度に、毎年そうした子どもの出生人数、これによって、第1子であったものが、18年度が小学1年生まできょうだいがいる場合第2子としての扱いをしていこうと。あるいは、19年度の改正では、小学校2年生までおる子どものきょうだいが幼稚園に通っている場合、これまで対象にしようというように拡大されてきています、対象の年齢を。

そうした中で、斑鳩町としては、やっぱりそこまでいくということは、財政的にも非常に難しいということもございますし、今おっしゃったように、公立幼稚園との比較ということもございますので、それは現在実施はいたしておりません。

したがいまして、幼稚園に通っている子どもの1子、2子、3子の中で、国の基準に合わせて減免を、就園奨励費を支給しているというような状況でございます。

公費負担でございますが、取得条件でございますが、公立幼稚園の場合、生活保護の規定による保護を受けている世帯、これは1人入園の場合2万円の減額でございます。そして、2人いる場合は3万8,000円、そして3人いる場合は6万6,000円の減免をやっております。そして、これは生活保護を受けている人から、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税と、こういう世帯に対して今申し上げました助成をさせていただいております。

そして、私立の場合でございますが、生活保護を受けている人、あるいは当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯については、年間で、1人目で14万1,900円、そして2人目の子どもで18万5,000円、そして3人目では25万7,000円の助成をすると、こういう内容でございます。

そして、市町村民税の所得割が非課税となる世帯については、1人目が10万7,600円、そして2人目が16万2,000円、3人目が25万円でございます。

それから、市町村民税の所得割課税額3万4,500円以下の世帯については、1人目が8万1,700円、そして2人目が14万3,000円、3人目が24万5,000円でございます。

それから、もう1点、5つ目が、市町村民税の所得割課税額が18万3,000円以下の場合、1人目の子どもが5万7,500円、そして2人目が12万7,000円、3人目が24万円と、こういった基準で支給をさせていただいております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、教育長の方からご答弁をいただきました。減免をされる額、そしてまた就園の奨励費として助成される額の大きな違いがあるということは、もちろん保育料などの額の違いがあると思いますが、最終的に、今、町立の幼稚園で保育料以外にも、絵本代であったり給食代であったり、そしてまたPTA会費であったりと色々ついてきますので、保育料プラス何千円か毎月集金していると思うんですね。結構その負担というのは重く、子どもさんがたくさん生まれてきて、たくさんお母さんが頑張っている中で、こういう値上げがあった場合に、私立の幼稚園と公立の幼稚園で条件の違いがあるとか、そしてまたかえって私立の幼稚園に行かす方が、損得という

たらおかしいですけどね、条件がよくなるのではないかなどというようなそういう考え方を持たれる可能性について、私は非常に心配をしております。

それと共に、私前に一度教育委員会に非常に苦言を呈したことがございます、町立幼稚園の件で。いっぱい入れませんと断られたことについても一個ありましたけども、それとは別に定員の問題で、東小学校の校区で、本来なら東幼稚園へ行くべき子どもさんを東幼稚園に行かさず斑鳩幼稚園に行ってくださいと行かし、そして東幼稚園の定員があいた時に、どうぞ東幼稚園へ移っていただいて結構ですよというて、教育委員会がそういうやり方で幼稚園児の行き先をかえたという事実があるということで苦言を呈したことがございますが、今回入園料をとるということにつきましてお尋ねをしたいんですが、例えば斑鳩町内同士で転居をされる場合がございます。私の知っている方でも、今ある家ではなく新たに家を買われて、今住んでいる家から学校の校区の違うところへ引っ越される場合がございます。そういう場合、新たに別の町内の幼稚園に行く。そして、今前段で申し上げましたように、今は斑鳩幼稚園、はい、今度は東幼稚園と幼稚園をかわる、こういうケースの時の入園料の取り扱いについての考え方についてお示しをしていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 就園につきましては、今までのとおり、定員がございますので、定員をオーバーする場合、ぜひということであれば、あいている幼稚園に就園をしていただくということは、当然でございます。そうした中で、次年度にそこがあいたら戻っていただくということは可能だというふうに思っています。これからもやっぱりそうしたことは出てくるというふうに思っています。

それから、転居の場合でございますが、転居の場合でも、これはあくまでも住居地が原則になってございますので、転居の場合もその住居地にかわっていただく。ただ、今申し上げましたように、町立幼稚園におられる場合、それも定員の問題でかわれる場合はかわっていただく、もし行き先が定員いっぱいだということであれば、現在入園していただいているところで就園していただくということは可能だというふうに思っています。

それから、入園料の関係でございますが、そうした町内に入園されている場合、これは入園料は1回しかいただきませんので、斑鳩町の公立幼稚園に入園された時に1回いただく、転居された場合については入園料の徴収は考えておりません。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そしたら、この入園料については、お一人ご本人1回ということでの入園料であるという考え方だということをご理解させていただきました。

あと、先ほど申しあげましたことにつきまして数字的に、私も今後この議案に対する自分自身の態度を決めるためにも、さらに調査はさせていただきますものの、1点、今までの教育長の答弁の中で、国の施策の私立幼稚園の就園奨励事業の中での、出生人数であるとか第1子、2子で何年生がどうかという拡大されてきている状況について、公立幼稚園では当てはめていないということの説明であったように思うんですが、その要件について、せめてその要件について、私立幼稚園と同じような、この就園奨励事業と同じような当てはめが公立幼稚園でも私は必要ではないのかなということをお考えなのですが、そういう軽減策の取り方についてどういうふうにお考えになれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 対象事業につきましては、先ほど申しあげましたように、やっぱり所得によって規定されておりますので、それに基づいて私立幼稚園もしてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしましたら、今後、今申しあげまして口頭で色々ご答弁いただきました。大変申しわけございませんが、また担当の方へ出向かせていただきまして、これらの数字を全部拾いながら、私も色々な判断をさせていただきたいと思っておりますので、また資料など請求させていただくように、調査させていただくようにしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今の幼稚園の定数割れ、3幼稚園で定数割れがあるのかどうかだけ聞いておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 定数割れはございます。一部まだ定数には余裕があるということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） だから、どれぐらいの要は定数割れ、具体的な西、東、中の分を知りたいんです。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、ちょっと、全体で申し上げますが、約48%の就園率でございます。各園ごとの分ちょっと今持っておりませんので、また必要であれば。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） ありませんか。これをもって議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第43号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第44号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第44号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第45号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第45号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第46号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第46号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第47号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第47号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第48号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第48号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15から日程19までの5議案は、当該3組合の統廃合に係る案件であります。

よって会議規則第37条の規定により、5議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、日程15、議案第49号 奈良県市町村会館管理組合の解散について、日程16、議案第50号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、日程17、議案第51号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、日程18、議案第52号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、日程19、議案第53号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について、以上5議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっています5議案について総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これにつきましては、効率化を図る、合理化を図るということですが、合理化といいますが色々なやり方があると思うんですけれども、まず、これをやることによって経費の削減も見込んでおられると思うんですけれども、どれぐらいの効果を見込んでいるのか、試算を出されているようでしたらお聞きしたいと思います。



○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現時点におきましては、予算、人員等の有効活用の観点から、また経常経費等につきましては、年間で約650万円とされております。これは、あくまでも現時点でございます。今後、将来的に、3つの組合を1つにすることによって、退職者の当然不補充が出てまいります。それによって、効果についてはもっと大きくなってこようかと考えられております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 総務委員会の方も傍聴させていただいてたんですけども、合理化を図っていくと、事務の効率化を図るという説明はあったと思うんですけど、今聞かせてもらうと、650万円で結構大きな金額だなと思うんですけど、人件費等の削減等も大きな割合を占めているんでしょうか。その辺について、わかるようでしたら、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 人件費、正職員の分については、当然すぐやめてくれというわけにはいきませんので、臨時職員さんが入っておられましたら、その方の分については当然効果が図られてこようかと考えられております。

○議長（中川靖広君） よろしいですか。ほかにありませんか。これをもって議案第49号から議案第53号までの5議案に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5議案につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第54号 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今回、これまで郵便局だったのが民営化されて郵便局株式会社になったということで、以前からこの体制が変わったことについて、1日の配達数が減ったとか誤配がふえたとか、色々住民の方からもそうした不安の声も出されてきましたけれども、この郵便局とは、これまで災害時にも締結をされておまして、その災害時の対応についても、この際改めてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 災害時の協定につきましてでございますけれども、10月1日

より新たな会社となってスタートいたしますが、今日までの協定については、引き続き継承するというのを公文書でいただいております。

○議長（中川靖広君） これをもって議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程22、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、以上2議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第3号、諮問第4号については、一括議題として、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、諮問第3号及び諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、（その2）につきましてご説明を申し上げます。

現委員の後藤宇之松氏及び山中眞悦氏の任期が平成20年3月31日をもって満了となることから、後任として應矢志図香氏及び西尾雅央氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書によりご説明を申し上げます。

まず、諮問第3号でございます。

議案書の朗読をさせていただきます。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成19年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田2丁目3番15号

氏 名 應矢志図香

生年月日 昭和39年5月15日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

次に、諮問第4号でございます。

議案書の朗読をさせていただきます。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成19年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町神南4丁目2番18号

氏 名 西尾雅央

生年月日 昭和19年5月9日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますけども、何とぞ諮問第3号及び諮問第4号とも満場一致でご承認賜りますようお願い申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。諮問第3号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）は、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。諮問第4号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第4号 人権擁護委員の推薦に

ついて意見を求めることについて（その２）は、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程２３、承認第１１号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）、日程２４、承認第１２号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）について）、以上２議案を会議規則第３７条の規定により一括議題とし、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第１１号、承認第１２号については、一括議題として委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） それでは、私の方から、承認第１１号並びに承認第１２号につきまして一括してご説明を申し上げます。

まず、承認第１１号についてご説明を申し上げます。

議案書を朗読させていただきます。

承認第１１号

町長専決処分について承認を求めることについて

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成１９年１２月３日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと思います。

斑専第１７号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年10月5日

斑鳩町長 小城利重

次のページに、損害賠償の額の決定についてでございます。

史跡中宮寺跡に設置しておりました日除けポストが突風によりまして約30メートル先の富重洪一氏所有の家屋まで飛ばされ、家屋の外壁、雨戸、ルーフ等を損傷した事故による損害賠償額を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 78万4,350円
2. 損害賠償の相手方 生駒郡斑鳩町法隆寺東2丁目6番32号  
富重洪一

この事件の内容でございますが、去る平成19年8月30日に、史跡中宮寺跡に設置いたしておりました日除けポストが、突風によりまして約30メートル先の富重洪一氏所有の家屋まで飛ばされ、家屋の外壁、雨戸、ルーフ等を損傷した事故による損害賠償につきまして、平成19年10月5日に示談が成立したことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして同日付で専決処分させていただいたことから、同法同条第3項の規定によりまして議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、承認第12号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第12号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと思います。

斑専第18号

## 専決処分書

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年10月5日

斑鳩町長 小城利重

本件につきましては、先ほどご説明申し上げました突風による事故にかかわります示談が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたことから、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入におきまして、補正前の額3,488万9,000円に対しまして78万5,000円の増額補正をお願いし、合計3,567万4,000円とするものでございます。この歳入につきましては、全国町村会から総合賠償保険保険金として受け入れを行うものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費におきまして、補正前の額1億7,198万9,000円に対しまして78万5,000円の増額補正をお願いし、損害を受けられた所有者に支払いをさせていただくものでございます。

では、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。補正予算書を朗読させていただきます。

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億5,849万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年10月5日専決

斑鳩町長 小城利重

なお、本件事故に関してましては、突風という異常気象によるものでございますが、堅固な構造物で緊結していなかったことを深く反省し、町管理物件の一斉点検を行い、事故の再発防止に努めたところでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第11号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第11号については、満場一致で承認いたされました。

お諮りいたします。承認第12号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第12号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程25、同意第16号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第16号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、ご説明をさせていただきます。

現委員の宮崎莊平氏の任期が平成19年12月21日に満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第 16 号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の  
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 19 年 12 月 3 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田 2 丁目 1 番 7 号

氏 名 宮崎 莊平

生年月日 昭和 15 年 8 月 14 日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますけれども、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第 16 号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第 16 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたしました。

続いて、日程 26、報告第 18 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 27、報告第 19 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）について）の 2 議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって、会議規則第 37 条の規定により 2 議案を一括議題とし、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第 18 号、報告第 19 号の 2 議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。



本案について理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、報告第18号並びに報告第19号につきましてご説明を申し上げます。

まず、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第18号

議会の委任による町長専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして専決処分書を朗読いたします。2枚目をご覧いただきたいと存じます。

斑専第19号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年11月9日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、3枚目の損害賠償の額の決定についてをご覧いただきたいと存じます。朗読をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町興留5丁目15番22号先道路において、斑鳩町ごみ収集車が乗用車と接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 65万6,890円
2. 損害賠償の相手方 奈良県北葛城郡王寺町畠田5丁目21番25号

## 武田安央

本議案につきましてでございますが、去る7月の31日の午前8時33分ごろ、衛生処理場の職員が運転いたしますごみ収集車が、興留5丁目15番22号先の交差点を左折いたしましたところ、前方から自動車 came ため、道幅が狭く対向が出来ないということから、道を譲るために収集車が左後方に後退をいたしましたところ、後方に停止していましたが武田安央様が運転する普通乗用車に接触をいたしまして、自動車前方の一部を破損させてしまいました。また、この事故によりまして、武田様は首を痛められました。

この事故は、職員がごみ収集車を後退させる際に、サイドミラーとバックモニターで一旦後方を確認をしておりますが、その時は左折するために大きく回り込んでいたために後方の自動車を確認出来なかったことと、前方から来ている自動車の運転手に対しては、早く道を譲らなければという気持ちが強過ぎて、後方を何回か確認しながら後退することを怠ったことにより生じた事故であります。

この事故によりまして武田様の車の物損にかかる修理代金等といたしまして46万6,000円、また人身にかかります治療代金等といたしまして19万890円、合計で65万6,890円の損害賠償を行うことで11月9日に示談が成立いたしましたので、11月9日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第19号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

### 報告第19号

#### 議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして専決処分書を朗読いたします。2枚目をご覧いただきたいと存じます。

### 斑専第20号

#### 専決処分書

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定さ

れた町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年11月9日

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、先ほどご説明申し上げました事故に係ります示談が成立いたしまして、損害賠償の額も決定いたしましたことから、その損害賠償額を支払いますため、11月9日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。補正予算書の4ページをご覧くださいと存じます。

まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節の雑入におきまして、全国自治協会町村有自動車損害共済から自動車損害共済金の受け入れといたしまして65万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして65万7,000円を増額補正をお願いし、損害を与えました相手方に支払いをさせていただいたものであります。

では、恐れ入りますが1ページにお戻りいただきたいと存じます。補正予算書を朗読させていただきます。

#### 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億5,914万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年11月9日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）並びに報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）の説明を終わらせていただきます。

なお、本件事故につきましては、3回目の事故ということでございまして、事故を起こさないよう職員一丸となって現在取り組んでいるところでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。ご説明とさせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）を終わります。

続いて、日程28、陳情第4号 意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第4号については、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程29、陳情第5号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第5号については、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程30、陳情第6号 公共下水道についての陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第6号については、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程31、陳情第7号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第7号については、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程32、要請第3号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書採択のお願いについてを議題といたします。

ただいま議題となっております要請第3号については、厚生常任委員会に付託いたしま

す。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明4日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後1時58分 散会)